

議員提出議案第1号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条の規定により提出します。

平成24年3月16日

提出者

和歌山県議会議員

中 村 裕 一  
長 坂 隆 司  
雑 賀 光 夫  
角 田 秀 樹  
山 下 大 輔

和歌山県議会議長 新 島 雄 様

和歌山県条例第 号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成16年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成23年4月1日」を「平成24年4月1日」に、「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（理由）

本県の財政状況の健全化に資することを目的に議会の議員の議員報酬の額を減じる期間を延長するため、この条例案を提出するものであります。

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例新旧対照表

| 新  | 旧  | 備考 |
|--|--|----|
| <p>○議会の議員の議員報酬の特例に関する条例</p> <p>平成 16 年 3 月 24 日<br/>条例第 38 号</p> <p>〔議会の議員の報酬の特例に関する条例〕をここに公布する。</p> <p>議会の議員の議員報酬の特例に関する条例</p> <p>議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間においては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年和歌山県条例第 41 号)第 1 条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に 100 分の 3 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額については、この限りでない。</p> | <p>○議会の議員の議員報酬の特例に関する条例</p> <p>平成 16 年 3 月 24 日<br/>条例第 38 号</p> <p>〔議会の議員の報酬の特例に関する条例〕をここに公布する。</p> <p>議会の議員の議員報酬の特例に関する条例</p> <p>議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間においては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年和歌山県条例第 41 号)第 1 条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に 100 分の 3 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額については、この限りでない。</p> |    |